

不服申立て事案答申第 228 号

不服申立て事案諮問第 249 号

件名：留置施設での保護室使用の日時等の不開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 2 月 9 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 本件処分の内容

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 2 月 9 日付けで、処分庁宛てに郵送により、自己情報開示請求書を提出したことから、令和 5 年 2 月 13 日、処分庁はこれを受理した。

受理した自己情報開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には

愛知県警察本部 A 留置施設での特定年月日 B から特定年月日 C 迄の間保護室使用の日時その間の捕縛・手錠の使用日時及び留置場の出房・入房の日時（検察・病院・取り調べも含む）

と記載されていた（以下、この自己情報開示請求のことを「本件開示請求」という。）。

(イ) 開示請求に関する補正

郵送による自己情報開示請求は、保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を複数提出する必要があるところ、それら本人確認書類が一

切同封されていなかったことから、処分庁は自己情報開示請求に関する補正（令和 5 年 2 月 14 日付け務住発第 545 号）により審査請求人に通知し、本人確認書類の提出を求めた。

その結果、令和 5 年 2 月 20 日に郵送で審査請求人から当該補正に関する通知に対する応答があり、必要な本人確認書類 2 通を確認した。

(ウ) 補正に要した日数

本件開示請求に係る補正について、処分庁は、令和 5 年 2 月 14 日付けで審査請求人に対して補正を通知したところ、審査請求人からの応答は、同月 20 日付けで情報公開センターに到達したことから、補正に要した日数については、「7 日」となる。

そのため、当初の開示決定等の期限は令和 5 年 2 月 28 日までであったが、条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことから、本件開示決定等の期限は、令和 5 年 3 月 6 日までとなる。

(エ) 自己情報不開示決定

上記アのとおり、本件開示請求で審査請求人が開示を求める保有個人情報、刑の執行等に係る保有個人情報であり、開示決定の適用除外とされる個人情報であると認められたことから、処分庁は、条例第 44 条に基づき、令和 5 年 2 月 28 日付けで自己情報不開示決定（総留発第 944 号）を行った（以下「本件処分」という。）。

イ 本件処分の理由

(ア) 条例第 44 条においては、条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定は、法令の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 5 章（行政機関等の義務等）第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない保有個人情報については、適用しないとされている。

(イ) そして、法第 122 条第 1 項においては、法第 5 章（行政機関等の義務等）第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しないとされている。

(ウ) 本件開示請求で審査請求人が開示を求める保有個人情報は、これを開示請求等の対象とすると、審査請求人が留置されていた事実を明らかにすることとなり、審査請求人本人の社会復帰や更生保護上問題となり、審査請求人に不利益になるおそれがあることから、条例第 44 条に基づき、条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の適用除外とされているものである。

なお、具体的には、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェッ

クする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されている。

(エ) このように、本件開示請求で審査請求人が開示を求めた保有個人情報を条例第 44 条に基づき適用除外とした本件処分については、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件審査請求の理由において、本件処分は法令違反であり、開示しても何ひとつ支障などなく、個人情報の保護に関する法律第 80 条には不開示情報が含まれている場合であっても個人の権利利益を保護する為に特に必要があると認める時は開示請求者に対して当該保有個人情報を開示する事が出来るとある旨主張し、本件開示請求の対象文書の開示を求めている。

しかしながら、本件開示請求において、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、この情報は、条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない個人情報であり、不開示情報に該当するか判断するまでもなく、同章の規定の適用を受けないものである。

したがって、条例第 19 条により裁量的に開示されるべきである旨の審査請求人の上記主張は失当である。

また審査請求人は、他に様々述べているが本件処分に影響を及ぼすものではない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

条例第 44 条は、法令の規定により法第 5 章第 4 節の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されない保有個人情報については、同法との整合性を図る必要があることから、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことを定めている。

そして、法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報については、これを開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者や受刑者等の立場で留置場や監獄等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないため、条例第 3 章の規定は適用しないこととなる。

イ 刑の執行等に係る保有個人情報について

法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報とは、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報であり、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含むと解される。

本件請求対象保有個人情報は、特定年月日 B から特定年月日 C までの間に A 留置施設において保護室を使用した日時、その間の捕縛・手錠といった戒具の使用日時及び検察・病院・取調べのための出房・入房を含めた留置場の出房・入房の日時が記録されたものと解される。

これらの保有個人情報は、審査請求人が A 留置施設に留置されている、又は留置されたことがあることを前提として作成されるものであることから、法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報であって、条例第 44 条により条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。

(2) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報を不開示としたことの妥当性については前記(1)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県警察本部 A 留置施設での特定年月日 B から特定年月日 C までの間、保護室使用の日時、その間の捕縛・手錠の使用日時及び留置場の出房・入房の日時（検察・病院・取調べも含む。）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 5. 19	諮問（弁明書の写しを添付）
5. 6. 20	審査請求人からの反論書の写しを諮問庁から受理
6. 3. 11 (第 235 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 4. 8 (第 236 回審議会)	審議
6. 5. 28	答申